

# 市長とさいたま市自治基本条例検討委員会との意見交換会

（さいたま市自治基本条例検討委員会  
第10回市民部会、議会・行政部会）

## 次 第

平成22年11月22日(月)午後7時～  
浦和コミュニティセンター第13集会室

- 1 開 会
- 2 さいたま市自治基本条例検討委員会委員長挨拶
- 3 市長挨拶
- 4 意見交換
- 5 閉 会

（閉会后、両部会で情報交換）

### 【配付資料】

次第

席次

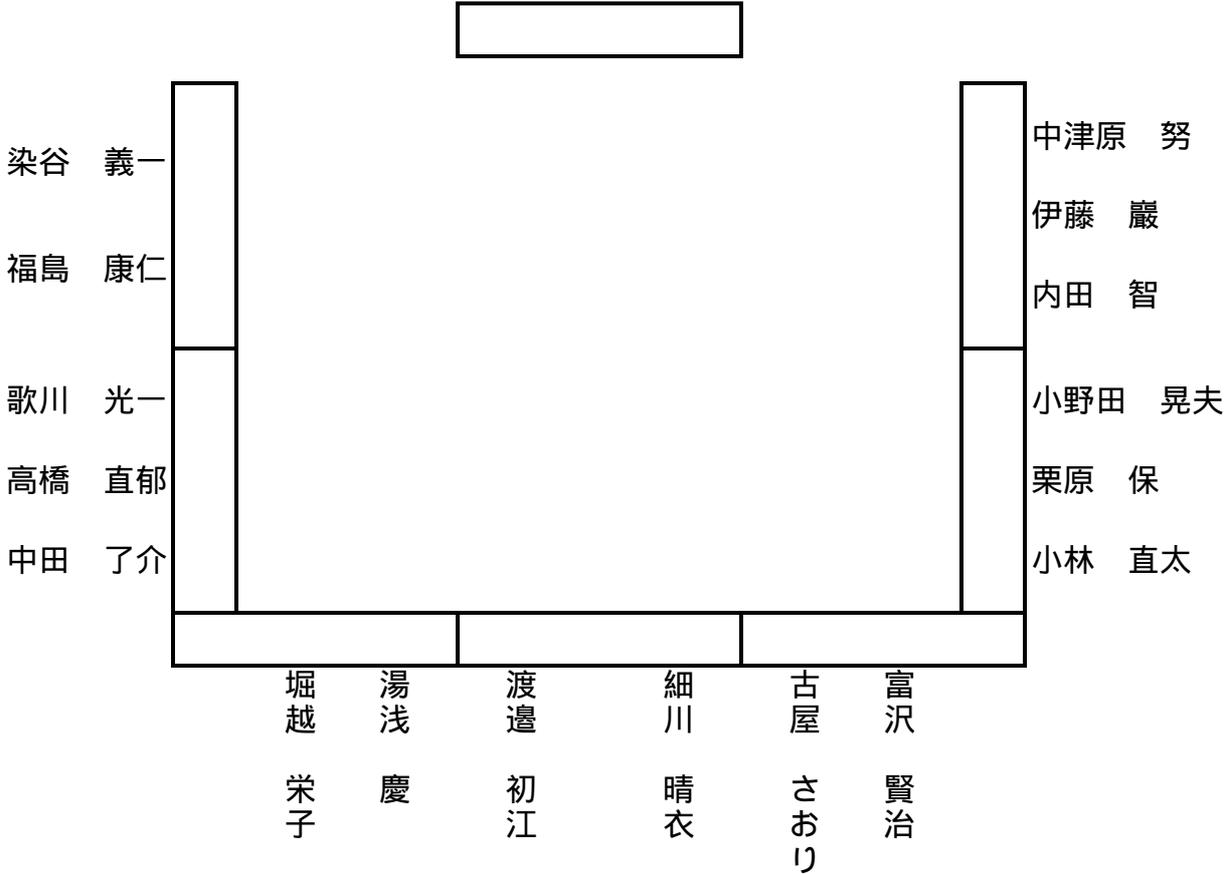
資料1 ニュースレター「さいたま市自治基本条例検討委員会からのおたより」

資料2 さいたま市自治基本条例のコンセプト（基本的な考え方）

資料3 事前にお問い合わせした質問事項について

# 席 次

清水市長





# 自治基本条例

No.1

## 又ウと っしよに 考えよう

さいたま市自治基本条例検討委員会からのおたより

H22.9

### はじめた みんなで作る自治基本条例

さいたま市では、平成 23 年度末までの制定を目指し、「さいたま市自治基本条例検討委員会」において、「(仮称)さいたま市自治基本条例」の検討を行っています。委員会では、検討にあたり、市民のみなさん、議会、行政などと意見交換していきたいと考えています。



検討委員会  
の風景



検討内容

### 自治基本条例って なあに？

まちづくりの理念  
や基本ルールを定め  
たもの



「自分たちのまちのことは自分たちで考え、自分たちの責任で決めていこう」というのが、まちづくりの本来あるべき姿と考えます。そして、そのまちづくりの基本となる考え方や、誰がどのような役割を果たすかなどの基本的なルールや仕組みを定めるものが自治基本条例です。

なぜ自治基本条例が  
必要なの？



さいたま市ではこれまでもたくさんの市民が、豊かで暮らしやすく、魅力あるさいたま市を目指して活動してきました。

しかし、時代とともにさいたま市の課題も多様化し、これらの解決のためには、より多くの市民の参加のもと、さいたま市の特性を活かしながら、まちづくりを進めていくことが求められています。

こうした中で、今一度、まちづくりを進める際のよりどころとなる考え方や基本的なルールを誰が見てもわかりやすいように整理し、みんなで共有することが大切です。そのため、自治基本条例という形ではっきりと定めることが必要なのです。



# さいたま市自治基本条例 検討委員会の紹介

さいたま市自治基本条例検討委員会は、公募で選ばれた市民12名、関係団体（自治会、NPO、商工会議所）の代表者4名、学識者4名の計20名で構成しており、今年の春から活動をスタートしています。

具体的な活動は、自治基本条例に盛り込む内容を検討し、条例素案を作成することですが、それ以外にも自治基本条例に関する広報活動などを行っています。

春から8月末までは月2回検討委員会を開き、自治基本条例についての知識を深めるとともに、条例のコンセプト（基本的な考え方）について検討を行ってきました。

現在はこのコンセプトに基づいて、「市民」「議会・行政」と2つのテーマ部会に分かれ、それぞれの角度から条例の内容について検討を深めています。

また、今年5月から7月にかけて、市長が各区で行ったタウンミーティングで頂いた意見や、今後自治基本条例に関するフォーラム等で頂く意見等を参考にしながら、条例素案を作っていきます。

「自治基本条例」は市民のみなさんのものですので、ぜひ、ご意見をお寄せください。

頂いた意見は検討委員会で参考といたします。

個々に返答は致しませんのでご了承ください。

# 条例づくりのスケジュール

(主なスケジュール)

平成21年度	・「自治基本条例制定基本方針」策定 ・検討委員会委員の選定・公募
平成22年度	・検討委員会の設置、検討開始 ・検討委員会の中間報告 ・タウンミーティング、フォーラムなど
平成23年度	・検討委員会の最終報告 ・パブリックコメント ・市長が条例案を議会に提出
平成24年度	・条例施行予定

発行 さいたま市自治基本条例検討委員会  
事務局 さいたま市政策局政策企画部企画調整課  
所在地 〒330-9588  
さいたま市浦和区常盤6-4-4  
Tel 048(829)1035 Fax 048(829)1985  
E-mail kikaku-chosei@city.saitama.lg.jp

## 意見募集 ※FAX、メールにより事務局まで提出して下さい。

「さいたま市の魅力は何だと思えますか」

(このテーマについては、平成22年11月末まで意見募集します)

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---



又ウのぬり絵

さいたま市の好きなところを教えてね。

- ◆ホームページでも意見募集しています。また、検討委員会の検討状況を見ることができます。
- ◆さいたま市ホームページ (<http://www.city.saitama.jp/>) → 『自治基本条例』



# 自治基本条例

No.2

## 又々 と いっしょに 考えよう

H22.11

さいたま市自治基本条例検討委員会からのおたより

「自治基本条例」とは、まちづくりの基本となる考え方や、誰がどのような役割を果たすのかなどの基本的なルールや仕組みを定めるものです。

「さいたま市自治基本条例検討委員会」は、市長の委嘱を受け、自治基本条例について検討を行っています。

8月には、条例のコンセプト（基本的な考え方）を取りまとめました。

### ～みんなの思いを条例へ～

市民・企業・行政が対等に話し合えるといいね

税金の使い道って…

市の担当者がかわっちゃったけど、大丈夫かな

みんなが大好きなまちになるといいな！

市役所と区役所って何が違うの？

市の企画や計画にかかわりたい

さいたま市はいろいろな人たちが活動しているよ

議会基本条例とこのがあるけど、自治基本条例との関係は？

みんなが困っていることを地域で何かできないかな

いい条例に育てるぞ



#### 期待する効果

- 「課題解決の羅針盤」として活用
- 市民、議会、行政のより良い関係

#### 条例制定の目的

- 「市民自治」の確立
- 市民が誇りを持てる「さいたま市」

#### 条例で定めるもの

- 市民と議会・行政の関係
- 区、コミュニティの役割
- 自治を担う人づくり など

#### 条例のコンセプト(イメージ図)

条例のコンセプト全文は市のホームページをご覧ください。

# 部会に分かれて 条例に盛り込む内容を検討しています

検討委員会では、9月に「市民部会」と「議会・行政部会」に分かれて、各テーマの検討を進めています。

平成22年  
4月

9月



12月

平成23年  
2月

3月

6月頃

委員会  
開始

部会に  
分かれる

今ここ

部会の  
とりまとめ

中間報告

フォーラム  
などを開催

最終報告

「市民部会」では、市民の自治へのかかわり方について、広く検討しています。

市民活動団体等との話合いの中で、地域社会の課題解決のためには、市民同士の情報交換の場、行政との対等な立場での協働が極めて重要なことが浮かび上がってきました。

## 《両部会共通検討テーマ》

- ・自治基本条例の目的
  - ・自治の基本理念
  - ・自治の担い手
- など

「議会・行政部会」では、市民自治の発展に向け、議会・行政のあり方を中心に検討しています。

「さいたま市議会基本条例」と自治基本条例との関係、行政の改善すべき点や区役所の役割などが検討にあたっての課題となっています。

## 《市民部会の個別検討テーマ》

- ・市民の権利・責務
  - ・参加、協働
  - ・身近なコミュニティのあり方
- など

## 《議会・行政部会の個別検討テーマ》

- ・議会（議員）の役割・責務
  - ・市長（職員）の役割・責務
  - ・行財政運営のあり方
- など

# 条例づくりに参加しましょう

自治基本条例検討委員会では、みなさんと一緒に自治基本条例の具体的な内容について考えたいと思います。参加の形はさまざまです。ぜひ参加してください。

みる

市のホームページで議論の経過が見られるよ。

←市HPのここを押してね  
**自治基本条例**



きく

検討委員会は誰でも傍聴できるよ。気軽に様子を見に来てね。



いう

意見募集してるよ。みんなの声をまってるよ。

さいたま市企画調整課まで



あつまる

フォーラムに参加してね。  
(平成 23年3月頃予定)



発行 さいたま市自治基本条例検討委員会

事務局 さいたま市政策局政策企画部企画調整課 所在地 〒330-9588 さいたま市浦和区常盤 6-4-4

Tel 048(829)1035 Fax 048(829)1985 E-mail kikaku-chosei@city.saitama.lg.jp

このチラシは50,000部作成し、1部当たりの印刷経費は4円です。

## さいたま市自治基本条例のコンセプト（基本的な考え方）

H22.8.30 検討委員会で合意

### 1．自治基本条例制定により目指すもの

#### （目的）

「市民自治」の確立を図り、市民が誇りを持てる「さいたま市」をつくることを目的とする。

#### （期待する効果）

さいたま市自治基本条例が「課題解決の羅針盤」として活用される。

「市民自治」の確立のために、市民、議会、行政など各主体の意識の向上を促し、より良い関係のもと、自治が変わることを期待する。

### 2．そのために条例で何を定めるのか

地方分権時代における本市の位置付けを明確にするとともに、「市民自治」の基本を示し、市民と議会・行政の関係を定める。

自治の視点から区及びコミュニティの役割を明確に定めるものとする。

自治を担う人づくり（市民・議員・市長・市職員など）の視点を含めて定めるものとする。

### 3．制定に当たっての留意点（条例の性格）

市民のための自治を謳うものであることから、分かりやすく表現し、説得力のある、市民の関心を高めるものとする。

「オリジナルな条例」、「新しいスタンダードとなる条例」を目指す。

## 事前にお願ひした質問事項について

(1) 自治基本条例の必要性等について
さいたま市(市政)の課題について
さいたま市が目指す姿(市政)、さいたま市における「市民自治」のあり方について
自治基本条例の必要性・目的・効果について
自治基本条例と議会基本条例との関係について
自治基本条例に期待することや、盛り込んでほしい内容について
自治基本条例の理念や協働を全庁的な動きとするための方策について
(2) 自治の担い手(市民、市長・職員、議会)について
市長の役割・責務、あるべき姿について
市民、行政(職員)、議会に期待すること(役割・責務等)や、望ましい関係について (「市民の、市民自治に関しての意識や姿勢についての現状認識・手応えについて、どう感じているのか。」を含めて)
自治の担い手として、自治基本条例に規定する市民(住民、事業者、通勤・通学者など)の範囲について
自治の担い手を継続的に生み出し、育てる方法について
(3) 区政、地域コミュニティについて
区政の課題と、目指す方向性について
地域コミュニティの課題と、目指す方向性について
市民が集い、自治を進める拠点として、公民館、コミュニティセンター等どのようなものを考えているのか